

第6章 応急仮設住宅

第1節 建設の基本方針

(1) 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅は、災害救助法に基づき、災害のため住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保できない者に対して、簡単な住宅を建設し一時的な居住の安定を図ることを目的とするものである。

応急仮設住宅の供与の対象となる者とは、次のように定義されている。

- ア. 住家が全焼、全壊又は流失した者であること
- イ. 居住する住家がない者であること
- ウ. 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること
- エ. 災害地における住民登録の有無を問わない（災害時、現実に居住していることが明らかであれば良い）

(2) 建設主体

応急仮設住宅の建設は、災害救助法により、国の責任のもとで都道府県知事が実施するものとされているが、兵庫県においては、今回の震災までは、救助を迅速に行うため知事の災害救助に関する事務の包括的委任規則により、応急仮設住宅の建設を含め災害救助については全般的に市町長が行うこととされていた。

これに基づき神戸市においても地域防災計画の規定どおり包括的に応急仮設住宅の建設に関わるはずであったが、今回は震災の被害が広範囲に及んだため、県の規則改正により応急仮設住宅の建設については震災発生時に遡って県知事に権限が留保され、県知事の責任のもとに建設されることになった。

(3) 県・市の役割分担

震災直後のこのような経緯を経て、原則として市は用地の選定・確保、配置計画、建設に関する調整、募集・入居事務から管理までを行い、設計・発注・建設を県が行うという役割分担となった。

しかし、応急仮設住宅の早期建設、避難所の早期解消という観点から高齢者・障害者向け地域型仮設及び平成7年度の追加建設分の約4分の3については神戸市が直接建設を行った（第2節(3)）。

(4) 用地

応急仮設住宅の建設のために、大量の用地確保が必要となったが、さらに早期に建設するためには、上下水道その他住宅建設のための基盤が整っていることを必要とし、ある程度の規模も求められた。

また、管理が長期化することが予想されたため、基本的には市街地等の公有地で対応する方針とした。

当然ながら被災地域である既成市街地での用地確保を最優先としたが、広大な面積を必要としたこともあり、六甲アイランド・ポートアイランドや西北神地域の開発用地が多く含まれることとなった。

応急仮設住宅建設戸数を所有者の用地別に見ると、神戸市内では、市有地に建設したのが約78%、国・県有地が約1%で、残りの約21%は民間事業者、住宅・都市整備公団、日本国有鉄道清算事業団から無償で提供いただいた（図表6-1-1～2）。

図表6-1-1 応急仮設住宅建設用地所有者別一覧

所有者	団地数	戸数	割合(%)
民間事業者	13	2,834	9.7
住宅・都市整備公団	14(1*)	3,047	10.5
日本国有鉄道清算事業団	3	330	1.1
国	5	181	0.6
兵庫県	4	147	0.5
神戸市	249	22,639	77.6
小 計	288	29,178	100.0
神戸市外(日本国有鉄道清算事業団)	2	1,214	38.3
神戸市外(国・県・関係市町)	23	1,954	61.7
小 計	25	3,168	100.0
合 計	313	32,346	

* 神戸市有地と住宅・都市整備公団用地にまたがる団地(外数)

図表6-1-2 応急仮設住宅建設用地用途別内訳

用途	団地数	棟数	建設戸数
公園	110	713	5,930
スポーツ施設	38	575	4,757
宅地その他	140	2,555	18,491
国有地	5	43	181
県有地	4	21	147
国鉄清算事業団	3	34	330
住宅・都市整備公団	14	428	3,019
民有地	12	305	2,546
市有地	102	1,724	12,268
市内合計	288	3,843	29,178

(5) 建設戸数

応急仮設住宅の設置戸数については、災害救助法上、法適用市町村ごとに全焼、全壊及び流失世帯数の合計の3割以内と規定されているが、今回の災害による多大な被害状況から、①家が倒壊し、②居住するところがなく、③応急仮設住宅を必要とする世帯にはすべて応急仮設住宅を提供する方向で県に要請し協議してきた。

応急仮設住宅の必要建設戸数の正確な把握は非常に困難な状況であったが、市は、倒壊家屋数の推計、約21万人を超える避難者の数、5万世帯を超えると予想された第1次被災者用住宅の募集の受付状況から避難世帯数を約7万世帯と想定し、この内の半数の約35,000世帯が応急

仮設住宅を必要とするとの見通しをたてた。そして、市内における建設用地の確保状況等から、平成7年1月29日、兵庫県に対し、市内25,000戸、市外10,000戸、計35,000戸の神戸市分の応急仮設住宅建設を要望した。

これに対し県は、「応急仮設住宅は原則として入居を希望する方々全員に提供する」方針を決定し、当面必要となる建設戸数を3万戸とした。この3万戸の根拠は、県下の避難所避難者数のピーク時約30万人を基に、避難世帯数を約10万世帯と推計し、パトロール隊の聞き取り調査の結果から、うち約6万世帯が住宅確保の見通しが全くない世帯と推計し、県内外の公団や公営住宅の空家確保数が約3万戸あったことからこれを控除して、応急仮設住宅の必要建設戸数を約3万戸としたとされている。これから神戸市分を割り出すと、市内における避難所避難者のピーク時数は、約237,000人、県全体に対して約80%となるため、神戸市分の応急仮設住宅建設戸数は、約24,000戸となるが、これは先に述べた神戸市の建設要望数と大きく乖離したものであった。

このため、引き続き兵庫県と追加建設戸数についての協議を重ねた。この協議の中で最も議論となったのは、やはり、建設用地の確保についてであった。市内の建設候補地を後の災害公営住宅の建設用地分についても考慮しながらほぼ悉皆的に網羅した結果、やはり応急仮設住宅建設用地は約25,000戸分が市内での限度であった。このため、2階建て寮形式タイプ(地域型等)及び1K平屋タイプの応急仮設住宅建設の提案、民間用地提供の呼びかけ等を行い市内での建設用地の極力の確保に努めた。

しかしながら、3月末時点で確保できたのは、市内20,364戸、市外2,678戸の合計23,042戸であった。

このなかで、県・市の役割分担として、(1)増設要請及び補助金措置は県が行う (2)増設戸数の算定は県市協議のうえ決定する (3)今後の建設分は、2K平屋建てタイプは県が主に施工し、1K平屋建て及び2階建て寮形式は発注も含めて主に神戸市が受託施工することなど、今後の対応について協議を進めてきた。

さらに、追加建設として必要な実質的な戸数を把握するため、避難所における実態調査及び面談調査など二度の調査を行うとともに、避難者数の推移や応急仮設住宅への申し込み状況とも勘案した結果、5月25日、市内8,814戸の追加建設が認められた。



写真6-1-1 藤原台第2住宅（写真提供：大和工商リース㈱）

この追加建設により、神戸市内の応急仮設住宅建設戸数は、合計29,178戸となり、最終的に8月上旬までに全戸完成した。

また、市外建設分についても他都市割当分の振替により490戸の追加割当があり、当初割当分を含めて計3,168戸となり、これにより神戸市民分全体としては市内・市外あわせて32,346戸の応急仮設住宅を確保できることになった。

応急仮設住宅を建設した区域別の内訳は、東灘区から須磨区の既成市街地で5,161戸（16.0%）、その他市街地〔六甲アイランド・ポートアイランド・北須磨・垂水区〕において9,238戸（28.5%）、北区・西区の郊外で14,779戸（45.7%）、加古川市や姫路市・高砂市・加古郡・三木市・三田市・川西市・猪名川町・宝塚市・大阪府下などの市外地域に3,168戸（9.8%）という内訳となっている（図表6-1-3、6-1-5）。

図表6-1-3 応急仮設住宅の地域別建設戸数

地 域	建設戸数
既 成 市 街 地	14,399
東灘～須磨旧市街地	5,161
その他市街地 ※	9,238
その他郊外（北・西区）	14,779
市 内 計	29,178
市 外	3,168
合 計	32,346

※ その他市街地とは、ポートアイランド、六甲アイランド、北須磨、垂水区の地域。

(6) 設計タイプ

被災者に対し、早期に大量の応急仮設住宅を供給することが必要とされたため、その住戸タイプは国・県とプレハブ協会との協議により、当初6畳・4畳半・バストイレ・キッチン「2K平屋」（約26㎡）の1タイプのみが建設されることになった。

しかしながら、住み慣れた地域にとどまりたいという希望が多く、また、避難所での生活を続けることが困難な高齢者・障害者等に対する対応が急務であると判断し、県を通じて国に要望した結果、後述する福祉対応型の2階建てでバストイレ・キッチン共用の「地域型仮設住宅」の設置が認められ、市が直接建設した。

追加建設にあたっては、市街地の用地不足及び入居需要に対応し、早期・大量に供給するため、福祉対応が不要な入居者向けとして2階建ての「一般向け地域型仮設住宅」並びに6畳・バストイレ・キッチンの「1K平屋」（約20㎡）タイプが新たに認められ、合計4タイプが建設されることとなった（図表6-1-4）。

また、国内だけでは建設資材が不足するという状況もあり、韓国・アメリカ・イギリス・カナダ・オーストラリアの5カ国からの住宅を輸入することとなり、戸数は合計約3,500戸にもなった。

図表6-1-4 住戸タイプ別建設戸数

区	タイプ別建築戸数				計 []は 団地数
	2 K	1 K	一般向 地域型	高齢向 地域型	
東灘	戸 3,221	戸 157	戸 56	戸 449	戸 3,883
灘	311	228	96	351	986
中央	1,566	1,900	48	282	3,796
兵庫	271	199	88	96	654
北	4,135	1,703	—	—	5,838
長田	349	107	120	71	647
須磨	1,197	581	96	251	2,125
垂水	1,423	885	—	—	2,308
西	7,782	1,159	—	—	8,941
市内 計	20,255	6,919	504	1,500	[288] 29,178
市外	3,168	—	—	—	[25] 3,168
合計	23,423	6,919	504	1,500	[313] 32,346

(7) 高齢者・障害者向け地域型仮設住宅の建設

避難者数に比べ応急仮設住宅の建設がなかなか進まない状態では、高齢者や障害者といった身体的・精神的に虚弱な状態にあり避難所での生活を継続することが困難な弱者対策を緊急に行わなければならない。

このため、従前居住地に近い地域での生活を基本にしながら、早期に生活改善を図るとともにケアを含めて安心した生活を送られるよう市街地域の公園21カ所に、風呂・トイレ・台所・洗面所が共用になった2階建ての応急仮設住宅として「高齢者・障害者向け地域型仮設」を1,500室整備した。

高齢者・障害者向けの応急仮設住宅であるため、手すりの設置や段差解消などバリアフリーの仕様とするとともに、生活支援サービスとして、(1)生活支援員（概ね50室に1人）の配置による各種相談・安否確認・緊急時対応、(2)警備会社による24時間緊急時対応及び夜間巡回、(3)ホームヘルプサービス・給食サービス・入浴サービスなどの在宅福祉サービスを提供している。

また、入居にあたっては、この趣旨を生かすため、希望者は福祉事務所（現福祉部）又は保健所（現保健部）の窓口で受付け、健康状況及び生活状況等を申請してもらい、審査のうえ入居を決定する方法を採用した。

(8) ふれあいセンター

ふれあい交流を通じて心身のケアを行い自立を支援するとともに、コミュニティ形成の場やボランティアの活動拠点として、概ね100戸以上の仮設住宅団地（後50戸に引き下げ）に1カ所ふれあいセンター（集会所）の設置を進めている。ふれあいセンターの管理・運営は入居者代表、ボランティア団体等によって構成されたふれあいセンター運営協議会によって行われる（第9章第3節1.参照）。

図表6-1-5 市町区別応急仮設住宅建設戸数

市 町 別	建設戸数	(神戸市内数)	
被 災 地	神戸市	29,178	
	尼崎市	2,218	
	西宮市	4,901	
	芦屋市	2,900	
	伊丹市	660	
	宝塚市	1,537	
	川西市	373	
	明石市	856	
	三木市	12	
	洲本市	14	
	津名町	260	
	淡路町	123	
	北淡町	600	
	一宮町	376	
	五色町	70	
	東浦町	222	
	西淡町	4	
三原町	4		
小 計	44,308		
被 災 地 内	宝塚市	27	(7)
	川西市	247	(50)
	三木市	82	(82)
	市外小計	356	(139)
被 災 地 外	三田市	244	(143)
	猪名川町	48	(44)
	姫路市	569	(569)
	加古川市	1,194	(1,170)
	高砂市	412	(410)
	稲美町	38	(38)
	播磨町	61	(61)
	大阪市	1,070	(594)
小 計	3,636	(3,029)	
合 計	48,300		

(出所：兵庫県資料)

第2節 建設

(1) 建築計画

応急仮設住宅は、限られた予算の中で早期かつ大量に建設・供給していくことが最大の課題であった。このため、厚生省、建設省、兵庫県の協議により、計画・設計・工事期間等の短縮化・効率化を図るため当初の住戸タイプは原則として2K+ユニットバスタイプ(約26㎡)に限定されて建設されることとなった。また、神戸市内では下水道の普及率が高いことから応急仮設住宅としては初めて水洗式トイレが標準仕様として採用されることとなった。このことは居住性・衛生面からみて当然の配慮であるが、建設用地近傍に下水道本管が埋設されている必要があり用地選定上大きな制約となった。

又、高齢者・障害者等に対する配慮の必要性、従前の居住地に近い地域での生活継続の要請及び限られた建設用地の有効利用といった観点から被災程度の激しかった既成市街地部を中心に高齢者・障害者向け、地域型といわれている2階建て寮型式の応急仮設住宅の建設を行った。

さらに、応急仮設住宅の入居要望の増大と悪化する用地確保状況により、1K+ユニットバスタイプ(約20㎡)の応急仮設住宅を建設することとした。

(図表6-2-1~2)

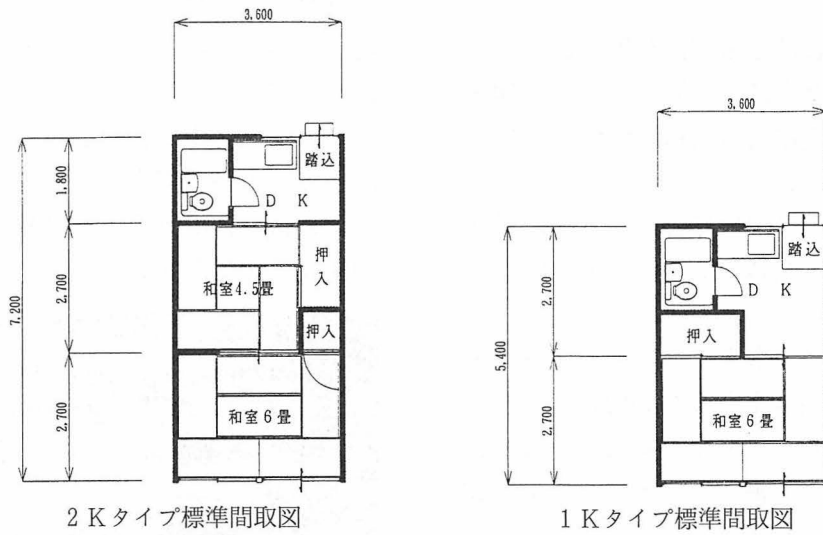


写真6-2-1 2Kタイプ（本庄中央／東灘区）
〔写真提供：大和工商リース株〕



写真6-2-2 1Kタイプ（友が丘西／須磨区）
〔写真提供：大和工商リース株〕

図表6-2-1 応急仮設住宅標準平面図（2K、1K）



図表6-2-2 応急仮設住宅標準平面図（地域型）

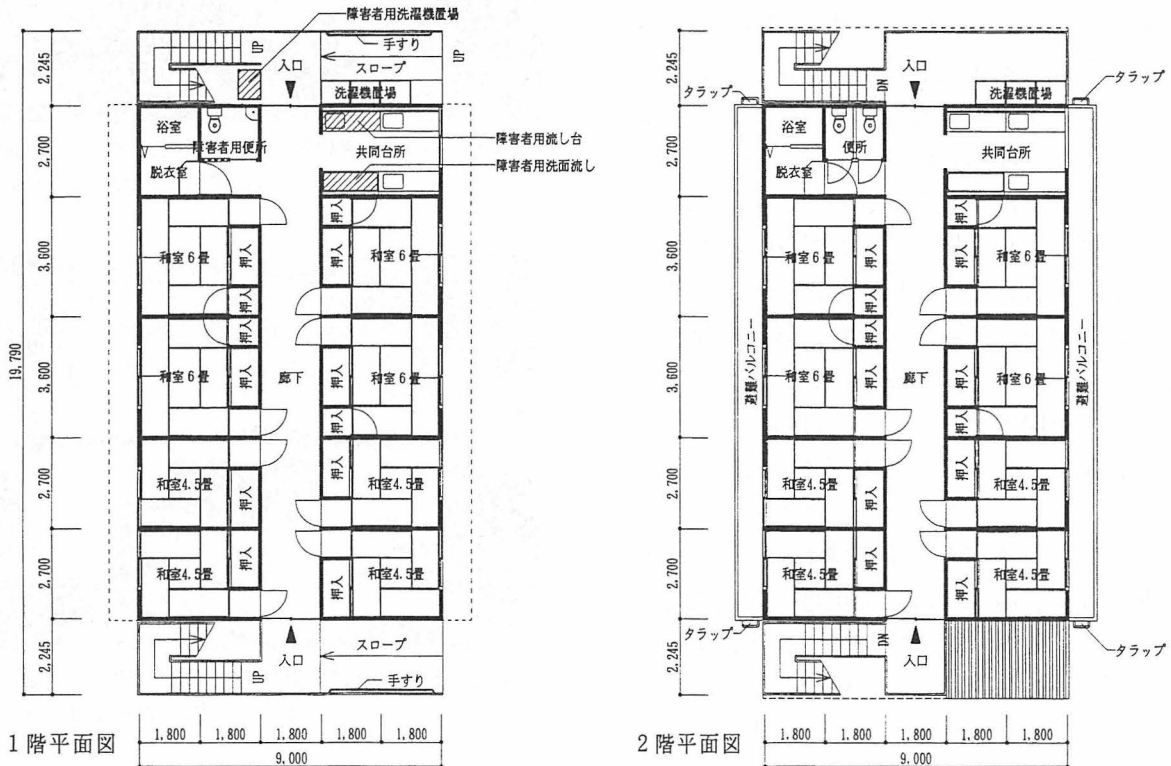




写真6-2-3 地域型仮設（生田町公園／中央区）
〔写真提供：大和工商リース㈱〕

(2) 用地の確保

兵庫県では、仮設住宅の建設に際し、①発注業務は県が行う、②発注は（社）プレハブ建築協会に行う、③建設用地は各自治体が確保する、というルールを決めた。

そのため、神戸市においては、とりあえず住宅局計画課用地係（当時）が神戸市分の仮設住宅用地の確保の窓口となった。

ところで、通常、工事までには施設の設計・用地の測量等の相当な下準備が必要になるが、被災者の状況を考え一刻も早く対応するため、無謀ではあったが下準備を一切飛ばし、1月19日に2,961戸の発注を行い建設に着手した。

ただ、仮設住宅用地の選定作業は、住宅局をはじめとして、土木局・下水道局・都市計画局・水道局など、土木・建設に関わる部局のほとんどが倒壊した市庁舎2号館に入っていたため、資料が全くなく非常に困難なものであった。

そのような状況のなかで、無事な庁舎にあった住宅地図、家から持ち寄った地図、それと記憶だけを頼りに、他の部局の用地担当者にも声を掛け、土地を探し回る日々が続き、日増しに用地リストが出来上がっていった。また、震災当日から、市民・企業からの土地提供の申し出も多く、非常に有り難いものであった。

しかし、「早く、大量に」を命題にし、さらに、用地探しの基本である現地確認をする人員も時間もなく、地図上だけで用地の検討をしていったため、確かと思って提供した用地も、実際には傾斜があったり、崖が崩れかけていたり、亀裂が入っていたり、また、予想以上に狭かっ

たりと建てられるような場所ばかりではなかった。

このような土地が出てくると、県からその土地の近所で同等の土地を出すようにと、矢のような催促が入り、その都度地図を見直し、付近の空地を見つけては、所有者にお願いに回り歩く毎日であった。そのうえ、仮設住宅の計画戸数がどんどん増加するなかで、建設場所又は建設工事に関して被災者や近隣住民からの苦情も殺到した。人も時間も欲しいが全然足りない。被災者の希望する市街地に土地が欲しいがほとんどない、場合によっては市外にも用地を求めなければならないかもしれない、という思いと現実との大きなギャップの中で苛立ちがつのるばかりであった。

そのような中で、国を始めとする各団体や民間からの用地の提供、また、市各部局の用地の活用により、平成7年8月11日に29,178戸の市内建設分全てが完成した。



写真6-2-4 ふれあいセンター内部（名谷第一／須磨区）
〔写真提供：大和工商リース㈱〕

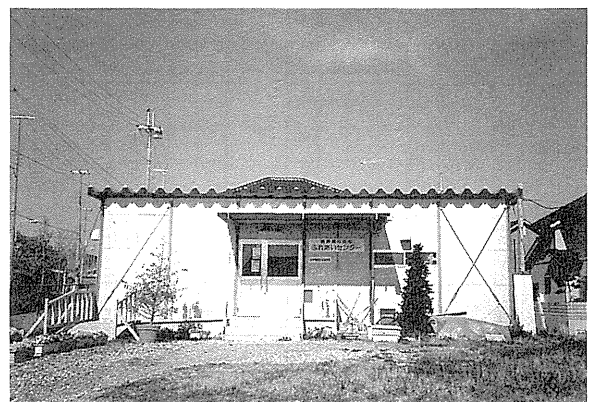
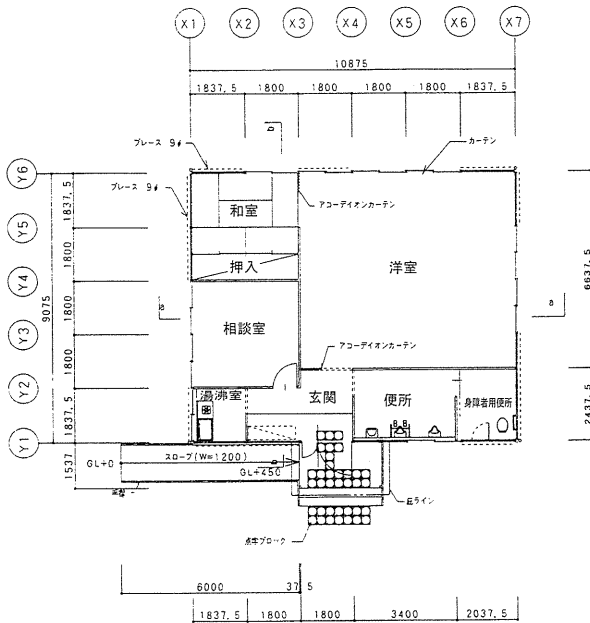


写真6-2-5 ふれあいセンター外観（西神第6／西区）
〔写真提供：大和工商リース㈱〕

図表6-2-3 ふれあいセンター



(3) 建設経緯

今回ほど僅か8坪(約26㎡)前後のプレハブ建物である「仮設住宅」が世間の注目を浴びたことは建設史上なかったであろう。神戸市では、あの混乱と喧噪の中、1月17日から応急仮設住宅の建設用地選定作業に着手し、様々な期待と批判を受けながら1月20日「仮設菊水住宅(104戸)」着工から8月11日「仮設学園東町第5住宅(118戸)」完成まで204日間で延べ29,178戸の応急仮設住宅が建設されたのである。

図表6-2-4は、神戸市内における応急仮設住宅の発注時期別にみた建設経緯を示したものである。建設主体は兵庫県であるが、神戸市は全般にわたり用地の選定・確保、調整、計画に携わり、1次発注分については2Kタイプ型住宅

図表6-2-4 応急仮設住宅の建設経緯(神戸市内分)

年度	発注回数	発注日	1Kタイプ	2Kタイプ	寮形式	合計発注戸数
6年	1次発注	7.1.19	—	1,013戸	—	1,013戸
	2次発注	7.1.25	—	5,546戸	—	5,546戸
	3次発注	7.2. 1	—	3,578戸	—	3,578戸
	4次発注	7.2. 9	—	4,556戸	—	4,556戸
	5次発注	7.2.25	—	1,067戸	812戸	2,419戸
	6次発注	7.3. 3	—	2,355戸	—	2,355戸
	7次発注	7.3.27	—	595戸	302戸	897戸
7年	8次発注	7.5.31	5,270戸	627戸	386戸	6,281戸
	9次発注	—	—	—	—	市内発注分無
	10次発注	7.6.27	1,649戸	380戸	504戸	2,533戸
総計			6,919戸	20,255戸	2,004戸	29,178戸

1,013戸全ての住戸の工事監理を行い、全ての高齢者障害者向・地域型住宅2,004戸及び8次、10次発注分のうち1Kタイプ型住戸5,269戸、2Kタイプ型住戸380戸については設計、発注、工事監理をおこなっている。

(4) 建設工事

今回の震災により建設された応急仮設住宅のほとんどはプレハブ建物であった。これは予め工場生産された建物資材を現場で組み立てて完成させるものであり、工事現場での作業が極めて省力化されており工事期間の短縮には最も有効な手段のひとつとなるものである。

現場での工事工程は、縄張り(建物の位置決定)→粗造成→杭(木杭)打設→土台・大引組み→床版敷込み→建物建て方→屋根掛け→内装工事と進捗していき、これらと並行して屋外付帯工事、電気、給排水衛生設備工事が行われ完成となる。

工事期間は、敷地条件、天候条件、建設戸数規模等によりかなりの違いが生じるが、今回の場合では、縄張りから始めて短いもので3週間程度、長いものでは7週間程度を要している。

(5) 教訓、反省

過去に例をみない規模の応急仮設住宅の建設の事業が約8ヵ月で成しとげられたという事実は、全国からの緊急かつ大量に作業員と資材を投入した建設事業者の努力、近隣の公園や事業用地の応急仮設住宅用地として利用することに対する市民の理解と協力、そして、次第に明らかになったように用地の多くを占める西北神地域・港湾埋立地の事業用地を生み出した神戸市のこれまでの開発行政の手法という3つの要因が重なって始めて可能となったものと考えられる。

しかしながら、応急仮設住宅に関しては、防災上、衛生上の配慮や高齢者・障害者への配慮、居住性、工期のさらなる短縮などの問題点が多く指摘されており、これらの諸問題を十分に検討した応急仮設住宅の供給システムが確立されることが望ましい。

応急仮設住宅の建設について

大和工商リース株式会社 (株)プレハブ建築協会会員
神戸支店長 永畑敏彦

1. プレハブ建築協会の活動概要

昭和38年度 社団法人プレハブ建築協会設立

昭和46年度 災害応急仮設住宅など緊急に対すべき問題が生じたため、「組立仮設建築部会」が設置され、部会組織をもって対応

昭和50年度 神奈川県と「災害時における応急仮設住宅建設についての協定」を締結

昭和58年度 東京都三宅島噴火災害で応急仮設住宅340戸建設

平成2年度 千葉県茂原竜巻災害で応急仮設住宅28戸建設

平成5年度 北海道南西沖地震災害で応急仮設住宅330戸建設

平成7年度 阪神・淡路大震災で応急仮設住宅約4万戸建設

平成8年度 38都道府県と災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定締結済

(以上、(社)プレハブ建築協会規格建築部会パンフレットより引用)

2. 阪神大震災での主な動き

兵庫県に於いて震災初日から、倒壊家屋、公営住宅の被害状況等の把握に努めるとともに、住宅を失った被災者に対する住宅対策が緊急の課題との認識のもと、1月18日には、応急仮設住宅の建設が決定され、被災市町に対し、用地確保の協力を要請された。

また、建設大臣を通じ、兵庫県から(社)プレハブ建築協会に対し、応急仮設住宅の生産供給に全面的な協力の要請があり、19日に第一次分として2,961戸の応急仮設住宅の建設、この内4地区482戸については20日から工事の着手にかかった。

23日から28日にかけて、応急仮設住宅の供給体制等について建設省、兵庫県、(社)プレハブ建築協会と協議を行う一方、厚生省と兵庫県を通して戸数、予算、制度の解釈等について折衝を続けた。25日、兵庫県より第二次発注分として、8,141戸の着工が決定した。この内2,060戸については、住宅・都市整備公団分で大阪に建設した。

31日、「原則として今回の震災で家を失くされ入居を希望される方々全員に応急仮設住宅を提供する」との県の方針が決定され、先に調査されていた「応急仮設住宅に関する聞き取り調査」の結果から当面必要となる応急仮設住宅の建設戸数を3万戸とし、2月1日、第三次分として10,688戸の発注があった。この中には加古川の他7市町の被災地外市町域への建設分が含まれた。

3. 短期・大量の受注にあたり苦勞したこと

一番の苦勞は何ととっても大規模災害に対処した人々がいなかった点と思います。

私共も、事務所が使用不能と通信が出来ない状態より行政と足で連絡を取りながら建設計画を立てて

施工した事です。その中でも建設地選定においても、市役所4Fがつぶれていた為、都市計画図もない、敷地図もない状態で図面に何世帯建設可能かを検討してまいりました。そしてその世帯数に応じた資材を工程毎に作業員に合わせて深夜搬入を行ったり、近所の人々から「深夜は車がうるさい」等の苦情も有り理解を求めながら作業員の食事の運搬と宿泊場所の確保、発電機、ガソリン、灯油と全てを各現場毎に不足しない様調達した事が大変苦勞しました。

全国の作業員を宿泊場所へ移動させたり、各現場への人員配置等当社社員も作業員といっしょに寝泊まりを行いながら対処してまいりました。

思いおせば昼食一つとっても何人が現場にいるのか、どの現場に弁当を持って行ったら良いのか等々。毎日現場で冷たい弁当を食べる状態が続き、中には体調を崩す作業員が続出しました。その人達の家族への連絡等苦勞話は考えればいくつでもあります。工場職員も24時間体制で生産設備を動かしました。当社だけではなく、ユニットバス業界、湯沸器、ガス設備等、業界に係わる人々の連帯感が今回の大事業を成し得たのだと思います。

今後の行政の対策の一つである備蓄も考えられますが、緊急車両での扱いで交通体制の整備と通信手段の再考等が今後の重要課題だと思います。

4. 震災からの教訓に基づく行政、業界への提言

震災復旧に向けて各メーカーは必死の努力をし、過去経験したことのない建設を達成しましたが協力した業者が損を出してしまうようでは問題です。政府は正當に評価し、官民共同体を作り上げる事が必要と思われれます。

建設する場所がなかなか決まらないうえ、被災地の資材の搬入が思うようにいきませんでした。緊急輸送車両と同様の扱いをしていただきたかったです。

最大の問題は、建設予定地として、ゴルフ場とか埋め立て地とか様々な意見が出ていましたが、大量に手当てできる土地ほど、居住性が低いのが現実です。病院からも商店からも遠い場所では生活できません。子供が通う学校の問題もあります。

民間が1万戸以上の資材を常時蓄えていたのでは、倉庫代など保管料が膨大になります。国や自治体が備蓄出来る体制の整備と税優遇も考える必要もあると思います。補修や維持管理など大変なことだとは思いますが、これからぜひ検討してほしい課題だと思います。

自治体が常時、人口などに応じて少しずつ所有すればよいのではないのでしょうか。ある地域で災害が起きたら、周辺の自治体から資材を搬入して建設する、大震災では被害に遭った自治体が手助けする体制づくりが必要だと思います。自衛隊の工作隊が建設するという方法もあると思います。

図表6-2-5 応急仮設住宅建設地 区別一覧表（最終確定戸数）

（東 灘 区）

次数	名 称	所 在 地	戸数	備 考
1	本庄中央	青木4丁目	134	
1	御影中	御影中町4丁目	49	
1	魚崎第1	魚崎南町2-18	19	
1	魚崎第2	魚崎南町2-7	54	
2-1	住 吉	住吉宮町3丁目	205	
2-1	瀬 戸	魚崎南町1丁目	400	
2-2	六甲アイランド第1	向洋町中7丁目	313	
2-2	六甲アイランド第2	向洋町中3丁目	297	
2-2	六甲アイランド第3	向洋町中8丁目	350	
2-2	深江浜第1	深江浜町59	212	
2-2	深江浜第2	深江浜町82	58	
4-2	六甲アイランド第4	向洋町西5丁目	286	
4-2	六甲アイランド第5	向洋町中7丁目	260	
4-2	六甲アイランド第6	向洋町東1丁目	500	輸入住宅
4-2	六甲アイランド第7	向洋町中1丁目	84	
5-1	御旅公園	住吉南町1丁目	166	高齢者障害者向け
5-2	福井池公園	本山南町5丁目	95	高齢者障害者向け
5-2	手水公園	田中町3丁目	31	高齢者障害者向け
5-2	御影公園	御影中町5丁目	39	高齢者障害者向け
7-1	浜公園	魚崎南町2丁目	71	高齢者障害者向け
7-1	川井公園	魚崎北町2丁目	47	高齢者障害者向け
8-1	渦森第1	渦森4丁目	3	1 K
8-1	渦森第2	渦森3丁目	16	1 K
8-1	中之町	田中町2丁目	14	1 K
8-1	魚崎第3	魚崎南町6丁目	10	1 K
8-1	魚崎第4	魚崎西町4丁目	30	1 K
8-1	魚崎第5	魚崎西町2丁目	4	1 K
8-1	魚崎第6	魚崎南町5丁目	18	1 K
8-1	渦森第3	渦森1丁目	4	1 K
8	北青木公園	北青木3丁目	24	地域型
8	磯島公園	深江南町4丁目	32	地域型
8	瀬戸第2	魚崎南町2丁目	58	1 K
合 計		502棟	3,883	

（灘 区）

次数	名 称	所 在 地	戸数	備 考
1	灘 南	灘南通5丁目、岩屋北町1・2丁目	158	
2-1	篠 原	篠原中町5丁目	66	
2-1	西 灘	都通1丁目	50	
3-1	一王山	一王山町	37	
5-1	高羽公園	高羽町4丁目	59	高齢者障害者向け
5-1	寿公園	高徳町3丁目	31	高齢者障害者向け
5-1	大和公園	大和町5丁目	261	高齢者障害者向け
8-1	王 子	王子町2丁目	144	1 K
8-1	大 内	大内通4丁目	5	1 K
8	大石南第1	大石南町2丁目	41	1 K
8	西灘公園	都通1丁目	24	地域型
8	岩屋公園	岩屋中町1丁目	48	地域型
8	都賀川公園	上河原通4丁目	24	地域型
9	八 幡	八幡通4丁目	12	1 K
9	大石南第2	大石南町3丁目	16	1 K
9	大和公園第2	大和町5丁目	10	1 K
合 計		85棟	986	

（中 央 区）

次数	名 称	所 在 地	戸数	備 考
1	脇ノ浜	脇浜町3丁目	38	

（備考欄特記以外は2K）

次数	名 称	所 在 地	戸数	備 考
2-1	大倉山	楠町7丁目	169	
2-2	ポートアイランド第1	港島1丁目	400	
2-2	ポートアイランド第2	港島1丁目	400	
3-1	神仙寺	神仙寺通1丁目	23	
3-1	ポートアイランド第3	港島中町1丁目	130	
4-1	脇ノ浜第2	脇浜町1丁目	30	
5-1	雲中公園	熊内町3丁目	31	高齢者障害者向け
5-1	東川崎公園	東川崎町4丁目	47	高齢者障害者向け
5-2	筒井公園	筒井町2丁目	31	高齢者障害者向け
5-2	神若公園	神若通4丁目	55	高齢者障害者向け
8	春日野公園	宮本通7丁目	47	高齢者障害者向け
8	王子南公園	大日通1丁目	71	高齢者障害者向け
5-2	ポートアイランド第4	港島中町8丁目	176	5・2・120戸、1・2・56戸
8-1	中山手第1	中山手通7丁目	11	1 K
8-1	諏訪山	諏訪山町	70	1 K
8-1	市民病院南	港島中町4丁目	34	1 K
8-1	ポートアイランド第5	港島8丁目	430	1 K
8-1	ポートアイランド第6	港島南町1丁目	800	1 K
8-1	ポートアイランド第7	港島南町6丁目	730	1K 8・1・388 9・142戸 2K 9・200戸
8	生田川公園	若菜通6丁目	24	地域型
8	生田町公園	生田町2丁目	24	地域型
9	熊 内	熊内町1丁目	20	1 K
9	中山手第2	中山手通7丁目	5	1 K
合 計		446棟	3,796	

（兵 庫 区）

次数	名 称	所 在 地	戸数	備 考
1	菊 水	菊水町3丁目	104	
1	湊 町	湊町2丁目	20	
1	会下山	会下山町3丁目	75	
2-1	荒 田	荒田町2丁目	62	
4-1	浜 山	浜山通4丁目	10	
8-1	御 崎	御崎町1丁目	80	1 K
8-1	雪御所	雪御所町	15	1 K
8-1	三 石	三石通1丁目	12	1 K
8-1	松 原	須佐野通4丁目	6	1 K
8-1	小 河	小河通1丁目	11	1 K
8	明 和	明和通2丁目	36	1 K
8	湊町公園	湊町4丁目	88	地域型
9	下三条	下三条町	12	1 K
9	西出町	西出町2丁目	6	1 K
9	会下山第2	会下山町2丁目	21	1 K
8	須佐野公園	松原通1丁目	46	高齢者障害者向け
9	御旅公園	大開通6丁目	50	高齢者障害者向け
合 計		81棟	654	

（北 区）

次数	名 称	所 在 地	戸数	備 考
2-3	藤原台第1	藤原台中町7丁目	240	
2-3	藤原台第2	藤原台中町1丁目	256	3・2 102戸含む
2-3	北神戸第1	鹿の子台北町8丁目	261	
2-3	北神戸第2	鹿の子台南町5丁目	160	
3-1	菖蒲が丘第1	菖蒲が丘1丁目	71	
3-2	北神戸第3	鹿の子台北町7丁目	75	
3-2	北神戸第4	長尾町宅原2761	259	
3-2	北神戸第5	鹿の子台北町8丁目	416	
3-2	北神戸第6	長尾町宅原	370	

(北 区)

次数	名 称	所 在 地	戸数	備 考
4-1	有野台第2	有野台3丁目	91	
4-1	鳴子	鳴子1丁目	24	
4-1	北五葉	北五葉4丁目	14	
4-1	泉台	泉台3丁目	26	
4-2	東有野台	東有野台4丁目	18	
4-2	筑紫が丘	筑紫が丘5丁目	50	
4-2	有野台第1	有野台8丁目	25	
4-2	南鈴蘭台	星和台5丁目	20	
4-2	星和台	星和台2丁目	30	
4-2	ひよどり台第1	ひよどり台3丁目	82	
4-2	ひよどり台第2	ひよどり台4丁目	50	
4-2	藤原台第3	藤原台南町5丁目	89	
4-2	惣山	惣山町2丁目	234	
5-1	吉尾	藤原台中町6丁目	74	
5-1	柳谷	藤原台南町4丁目	64	
5-1	栗ノ木	藤原台北町5丁目	38	
5-1	北神戸第7	八多町中	139	
5-1	藤原台第6	藤原台北町2丁目	210	
5-2	君影台	君影町1丁目	60	
5-2	筑紫が丘第2	筑紫が丘3丁目	26	
6	鈴蘭	南五葉5丁目	113	輸入住宅
6	千代が谷	鹿の子台北町6丁目	140	輸入住宅
6	藤原台第5	藤原台北町6丁目	144	輸入住宅
7-2	有野台第3	有野台8丁目	26	
7-2	菖蒲が丘第2	菖蒲が丘2丁目	26	
7-2	有野町大谷	藤原台北町6丁目	18	
7-2	北神戸第8	鹿の子台北町7丁目	16	
8-1	藤原台第7	藤原台中町5丁目	192	1K
8-1	有馬	有馬町峠堂	45	1K
8-1	しあわせの村	山田町下谷上字中一里山	632	1K
8-1	蒲池	藤原台中町4丁目	84	1K
8-1	五社	有野町有野	165	1K
9	筑紫が丘第3	筑紫が丘3丁目	12	1K
9	日の峰第1	日の峰1丁目	58	1K
9	日の峰第2	日の峰1丁目	55	1K
9	藤原台第4	藤原台中町2丁目	26	1K
9	ひよどり台南第1	山田下谷上字中一里山	198	1K
9	ひよどり台南第2	山田下谷上字中一里山	178	1K
9	星和台南	山田町藍那字手垣	238	2K 180戸 1K 58戸
合 計			840棟	5,838

(長 田 区)

次数	名 称	所 在 地	戸数	備 考
1	若松	日吉町1丁目	44	
1	西代	蓮池町1丁目	248	
2-1	志里池	真野町8丁目	57	
5-1	長楽公園	野田町5丁目	71	高齢者障害者向け
8	駒米南公園	南駒米町1丁目	40	地域型
8	南尻池公園	東尻池町6丁目	48	地域型
8	東尻池公園	東尻池町5丁目	32	地域型
9	苧藻	苧藻通6丁目	24	1K
9	高取山	高取山町2丁目	12	1K
9	雲雀が丘	雲雀が丘1丁目	6	1K
9	西代第2	西代通1丁目	32	1K
9	一番町	一番町4, 5丁目	20	1K
9	御蔵通	御蔵通2丁目	3	1K
9	菅原通	菅原通2丁目	10	1K
合 計			71棟	647

(須 磨 区)

次数	名 称	所 在 地	戸数	備 考
1	桜木	桜木町1丁目	70	
2-3	名谷第1	北落合4丁目	69	
3-1	鷹鳥	大池町5丁目	42	
4-2	菅の台第1	菅の台7丁目	62	
4-2	西落合第1	西落合7丁目	76	
4-2	西落合第2	西落合7丁目	50	
4-2	東落合	東落合2丁目	60	
4-2	南落合	南落合3丁目	70	
4-2	竜が台第1	竜が台6丁目	10	
4-2	弥栄台	弥栄台2丁目	84	
4-2	神の谷	神の谷3丁目	48	
4-2	竜が台第2	竜が台5丁目	56	
4-2	中落合	中落合3丁目	86	
4-2	友が丘	友が丘7丁目	60	
4-2	名谷第2	西落合5丁目	46	
5-1	友が丘公園	菅の台6丁目	118	高齢者障害者向け
5-1	下中島公園	中島町1丁目	47	高齢者障害者向け
8	東須磨公園	堀池町1丁目	86	高齢者障害者向け
5-2	多井畑東第1	多井畑東町	10	
5-2	弥栄台第2	弥栄台1丁目	104	
5-2	北落合第1	北落合4丁目	18	
5-2	菅の台第2	菅の台7丁目	102	
7-2	南落合第2	南落合1丁目	7	
7-2	白川台	白川台5丁目	8	
7-2	北落合第2	北落合4丁目	7	
7-2	北落合第3	北落合4丁目	23	
7-2	多井畑東第2	多井畑東町	10	
7-2	名谷第3	神の谷7丁目	15	
7-2	横尾	横尾7丁目	4	
8-1	北落合第4	北落合5丁目	36	1K
8	高倉台第3	高倉台8丁目	55	1K
8-1	外浜	外浜町3丁目	44	1K
8-1	中落合第2	中落合1丁目	21	1K
8-1	椿谷	横尾6丁目	138	1K
8-1	多井畑東第3	多井畑東町	25	1K
8-1	神の谷第2	神の谷6丁目	10	1K
8-1	東落合第2	東落合3丁目	22	1K
8-1	南落合第3	南落合1丁目	12	1K
8	妙法寺川公園	大田町8丁目(東)東町1丁目(西)	96	地域型
9	東白川台	東白川台4丁目	36	1K
9	高倉台第1	高倉台3丁目	70	1K
9	友が丘第2	友が丘7丁目	23	1K
9	友が丘南	友が丘3丁目	17	1K
9	高倉台第2	高倉台1丁目	30	1K
9	友が丘西	菅の台6丁目	42	1K
合 計			311棟	2,125

(垂 水 区)

次数	名 称	所 在 地	戸数	備 考
2-3	学園緑が丘	多聞町小東山	100	
3-1	美山台	美山台1丁目	62	
3-2	新多聞第1	本多聞7丁目	211	
3-2	新多聞第2	本多聞7丁目	131	
3-2	新多聞第3	本多聞7丁目	278	
4-2	本多聞南	本多聞7丁目	110	
4-2	神陵台	神陵台6丁目	47	
4-2	城が山	城が山1丁目	10	
4-2	星陵台第1	星陵台7丁目	16	

(垂水区)

次数	名称	所在地	戸数	備考
4-2	星陵台第2	星陵台4丁目	300	輸入住宅
5-1	朝谷	朝谷町	17	
7-2	塩屋山手	清玄町	16	
7-2	旭が丘	旭が丘1丁目	96	
7-2	潮見が丘	潮見が丘1丁目	18	
7-2	王居殿	王居殿3丁目	11	
8-1	平磯	平磯1丁目	224	1K
8-1	本多聞	本多聞4丁目	115	1K
8-1	打田山	南多聞台5丁目	78	1K
8-1	五色山	五色山4丁目	47	1K
8	狩口台	狩口台2丁目	141	1K
8	つつじが丘	つつじが丘6丁目	85	1K
9	桃山台	桃山台3丁目	72	1K
9	学が丘	学が丘1丁目	123	1K
合 計			341棟	2,308

(西 区)

次数	名称	所在地	戸数	備考
2-2	西神第4	榎谷町池谷	137	
2-2	西神第5	榎谷町福谷	181	
2-2	西神第6	榎谷町菅野	223	
2-2	西神南第1	伊川谷町井吹	182	
2-3	西神第1	平野町向井	661	
2-3	西神第2	平野町大畑	252	
2-3	西神第3	榎谷町長谷	97	
3-1	西神第7	平野町向井	1,060	5-2 97戸含む
3-1	西神第9	春日台4丁目	50	
3-1	岩岡第1	岩岡町岩岡	40	
4-1	月が丘	月が丘3丁目	42	
4-1	桜が丘	桜が丘中町3丁目	48	
4-1	竜が岡	竜が岡3丁目	96	
4-1	学園西町	学園西町5丁目	14	
4-1	伊川谷第2	伊川谷町有瀬	12	
4-1	西神第8	狩場台3丁目	20	
4-2	糞台第1	糞台3丁目	130	
4-2	糞台第2	糞台3丁目	77	
4-2	高塚台	高塚台5丁目	107	
4-2	狩場台	狩場台5丁目	74	
4-2	学園東町第2	学園東町5丁目	84	
4-2	春日台	春日台9丁目	64	
4-2	美賀多台	美賀多台9丁目	60	
4-2	竹の台	竹の台3丁目	74	
4-2	榎野台	榎野台5丁目	120	
4-2	包丁池	伊川谷町有瀬	98	
4-2	西神南第2	伊川谷町井吹	114	
4-2	押部谷第2	押部谷町押部 他	100	
4-2	学園東町第1	学園東町8丁目	70	
4-2	伊川谷第1	伊川谷町別府	38	
5-1	学園東町第4	学園東町5丁目	47	
5-1	西神第10	榎野台3丁目	44	
5-1	曙	曙町	38	
5-1	北山台	北山台2丁目	38	
5-1	西神第11	竹の台5丁目	80	
5-1	西神第12	狩場台3丁目	92	
5-1	西神南第3	井吹台東町4丁目	64	
5-1	狩場台第2	狩場台1丁目	60	
5-2	室谷第1	室谷1丁目	66	
5-2	西神五六	平野町宮前	55	

(西 区)

次数	名称	所在地	戸数	備考
5-2	西神第14	春日台3丁目	24	
5-2	西神第13	春日台3丁目	28	
6	西神第15	榎谷町菅野	100	輸入住宅
6	西神第16	榎野台5丁目	100	輸入住宅
6	学園東町第3	学園東町3丁目	258	輸入住宅
6	室谷第2	室谷2丁目	750	輸入住宅
6	室谷第3	室谷1丁目	500	輸入住宅
6	西神中央	榎谷町長谷	250	輸入住宅
7-2	桜が丘中央	桜が丘東町3丁目	120	
7-2	池上中央	池上町2丁目	57	
7-2	学園西町第2	学園西町6丁目	55	
7-2	西神第17	狩場台3丁目	6	
8-1	西神第18	平野町下村	21	1K
8	西神第19	榎谷町菅野	47	1K
8-1	長畑	長畑町	22	1K
8-1	王塚台第1	枝吉4丁目	18	1K
8-1	西神南第4	井吹台東町7丁目	156	1K
8-1	西神工業団地	高塚台4丁目	395	1K
8-1	有瀬第1	伊川谷町有瀬	24	1K
8-1	玉津東第1	玉津町上池	8	1K
8-1	玉塚台第2	玉塚台1丁目	20	1K
8-1	有瀬第2	伊川谷町有瀬	14	1K
8-1	漆山	伊川谷町有瀬	40	1K
8-1	学園東町第5	学園東町9丁目	118	1K
8-1	岩岡第2	岩岡町岩岡	625	
8-1	学園東町第6	学園東町8丁目	146	1K
9	玉津東第2	玉津町上池	5	1K
9	竹の台第2	竹の台5丁目	84	1K
9	高津橋	玉津町高津橋	41	1K
合 計			1,166棟	8,941

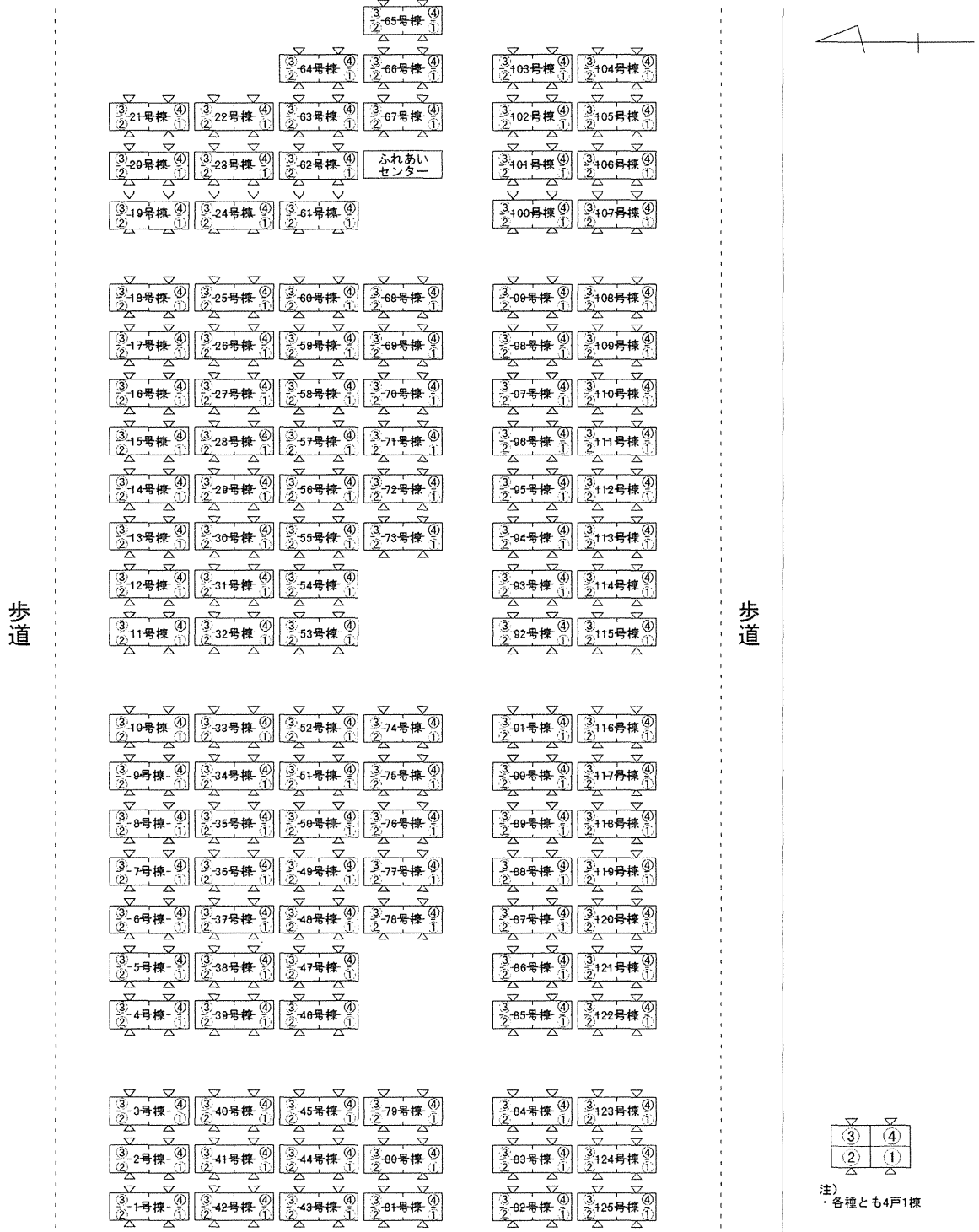
図表6-2-6 応急仮設住宅配置図（六甲アイランド第6）

所在地 東灘区向洋町東1丁目4

棟数 125棟

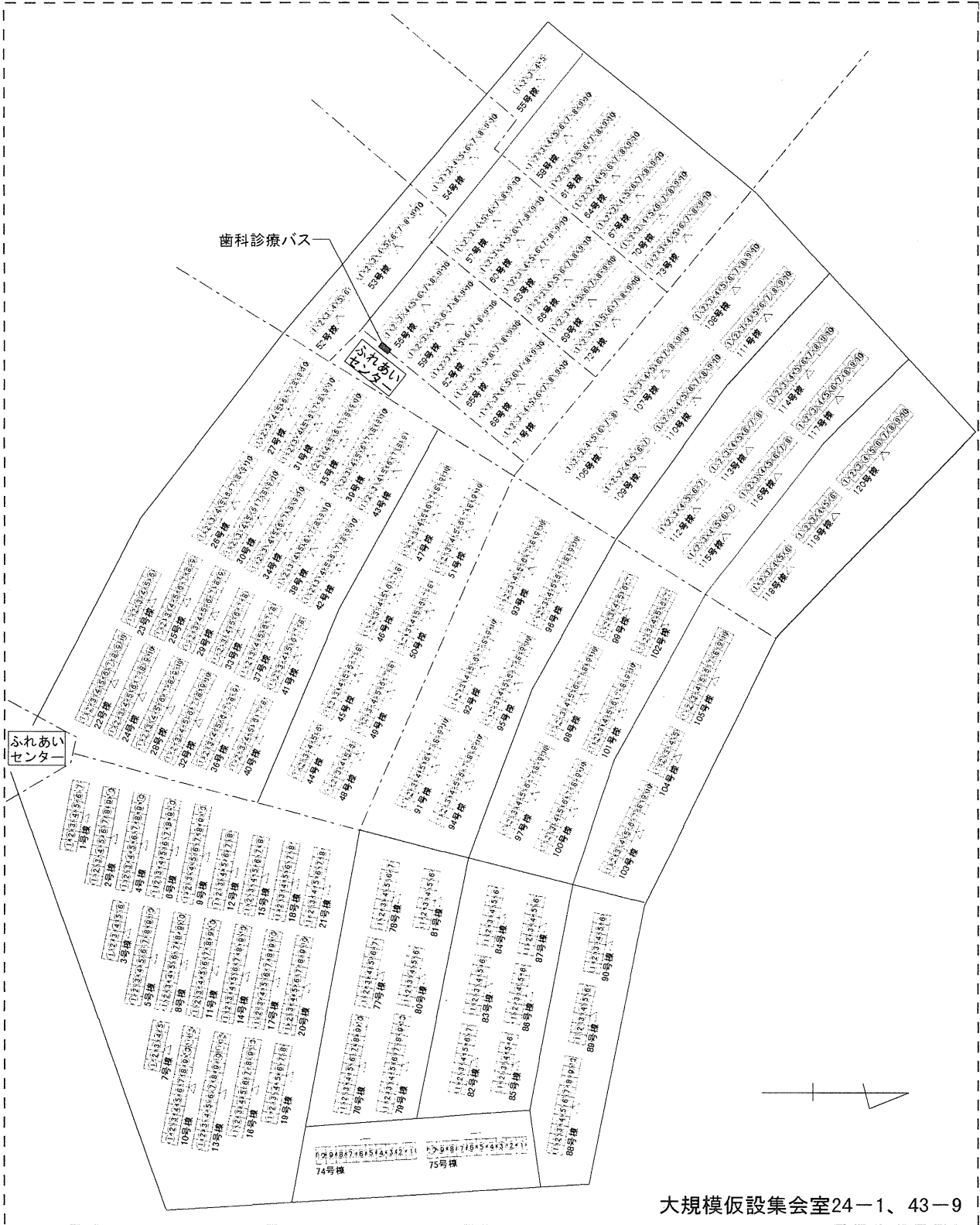
戸数 500戸

交通機関 六甲ライナー「アイランド北口」駅下車 北東へ徒歩約5～10分



図表6-2-7 応急仮設住宅配置図（西神第7）

所在地 西区平野町向井公有地
 棟数 120棟
 戸数 1060戸
 交通機関 市バス②系統 西神中央駅前バス停
 ③系統 1番・3番・5番のりばから乗車
 ⑦系統 春日台6丁目下車 徒歩2分



大規模仮設集会室24-1、43-9

第3節 募集・管理

1. 応急仮設住宅等の入居決定

(1) 応急仮設住宅の募集

応急仮設住宅の入居者募集は、震災直後の平成7年1月27日の第1次募集から大阪府下分を含め6回、その間に常時募集を3回、高齢者・障害者向け地域型仮設住宅の募集を2回行った。

第1次募集は、募集戸数の8割を応募者全体で抽選し、残り2割を落選者のうち高齢者・障害者・母子家庭のみで行うことを県と協議の上決定し、1月24日に記者発表した。しかし、その時点で、寒い避難所に多数の高齢者等が生活していることから、人道的に被災弱者を優先すべきであるとの厚生省・建設省の意向をうけた兵庫県の強い指示があり、1月25日未明、抽選方法を急きょ変更し、全面的に優先順位による弱者優先方式とした。申し込みは59,449件にのぼったが、結果として第1順位の世帯のみ(21,581世帯)での抽選となったため、高齢者ばかりが入居し、若い層からの不満を多数残すこととなった。

以降第4次募集まで、この弱者優先による入居決定方式をとった結果、高齢者等の弱者が大半の団地ができるなど入居者に偏りができ、その後のコミュニティづくりに課題を残すこととなったのは否めない。

第5次募集では、場所のミスマッチを除けばすべての希望世帯に提供できるだけの戸数を確保できたため、従来の優先順位を廃止した。また、第3希望まで(ただし既成市街地については1か所のみ)希望を聞き、2Kの住宅は世帯人員が3人以上でないと申し込み資格を制限した。

高齢者・障害者向け地域型仮設住宅の募集は、避難所生活が困難な高齢者・障害者等を対象とした。募集は、建設に併せて4月と5月に行ったが、入居決定は抽選ではなく、入居希望者が直接福祉事務所または保健所に、健康状況及び日常の生活状況等を申請し、入居決定を行うと

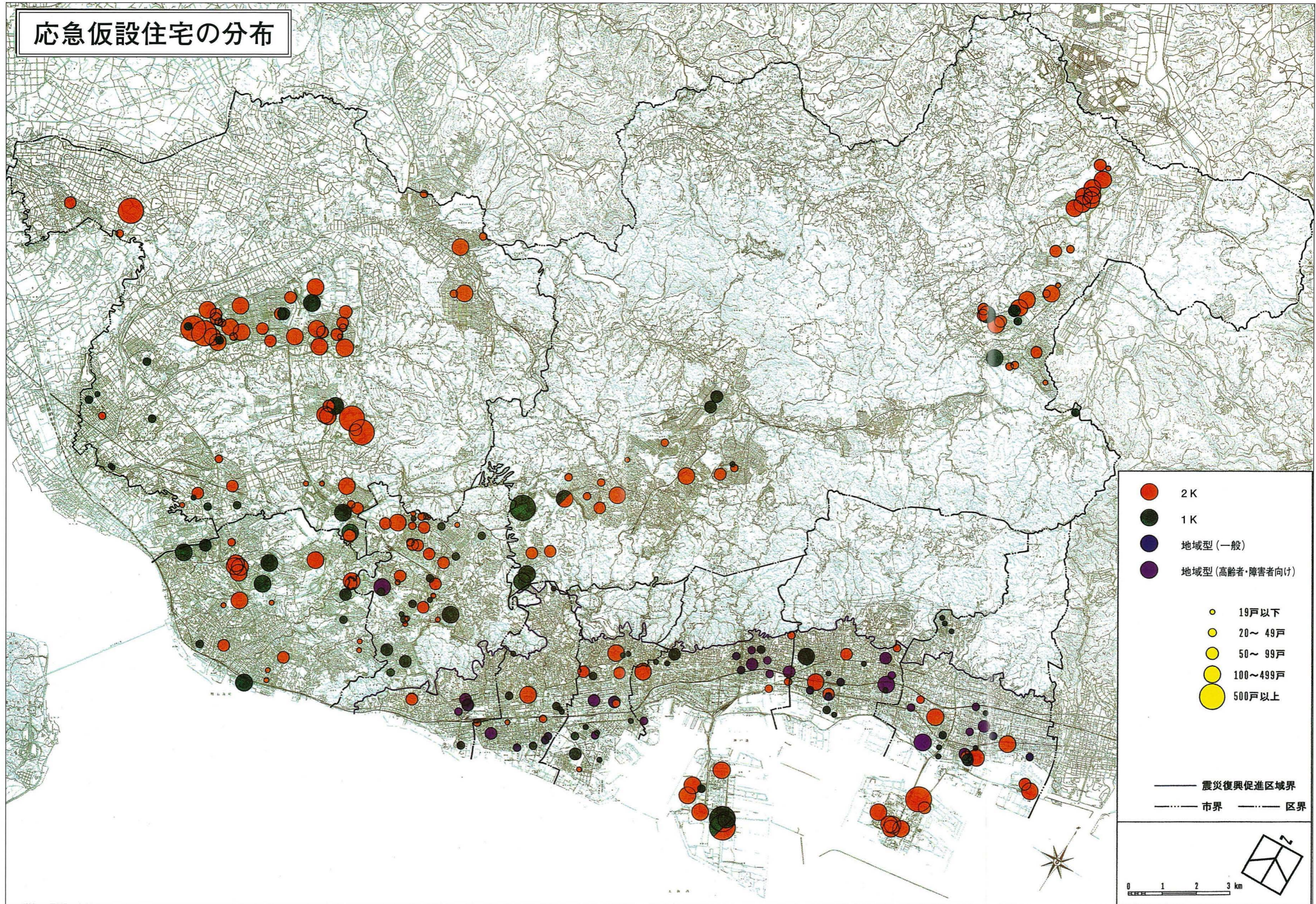
いう方式をとった。

その後、常設の仮設住宅相談窓口を設け個別に仮設住宅のあっせんを行ってきたが、平成8年3月31日をもって原則的にあっせんを終了し、以降2年間、特殊な事情を有する者について、その事情を判断したうえで特別にあっせんを継続してきた。しかし、この特別措置も、震災からの経過年数やその間の公営住宅、民間賃貸住宅の整備状況をふまえ、平成10年3月31日をもって完全に終了した。

図表6-3-1 応急仮設住宅入居決定方法等の推移

募集回数 (募集期間)	入居者決定方法等
第1次 (1月27日) } (2月2日)	<ul style="list-style-type: none"> 募集2,022戸、応募59,449件、鍵渡1,815件 優先順位により区ごとに抽選 優先順位 <ul style="list-style-type: none"> 第1順位——高齢者(60歳以上)だけの世帯、障害者(障害者手帳1・2級、療育手帳A)のいる世帯、母子家庭(子供が18歳未満) 第2順位——高齢者(65歳以上)のいる世帯、乳幼児(3歳以下)のいる世帯、妊婦のいる世帯、18歳未満の子供が3人以上の世帯 第3順位——病弱な人・被災により負傷した人・一時避難により身体の衰弱した人のいる世帯 第4順位——その他の世帯(上記に該当しない世帯)
第2次 (2月28日) } (3月7日)	<ul style="list-style-type: none"> 募集12,802戸、応募168,253件、鍵渡8,458件 申込者の中から優先順位により地域ごとに抽選 優先順位の第1順位の障害者に精神障害者(障害年金1級受給者並びに「障害の状況に関する証明書」の特別障害者)を追加 補欠制を採用 ひとり暮らし老人の同居申込可
第3次 (4月7日) } (4月11日)	<ul style="list-style-type: none"> 募集6,345戸、応募19,339件、鍵渡4,393件 優先順位の第1順位に特定疾患患者等で障害年金1級受給者を追加 応募者が募集戸数に満たない住宅は、避難所に避難している人を対象に先着順常時受付
第4次 (5月10日) } (5月14日)	<ul style="list-style-type: none"> 募集4,044戸、応募14,241件、鍵渡3,574件 申込者数が募集戸数を越えた場合、避難所に避難された方を優先 第3順位の表現を病弱者(日常生活を営むうえで介助を必要とする方)のいる世帯に変更
第5次 (7月1日) } (7月6日)	<ul style="list-style-type: none"> 募集9,700戸、応募13,989件、鍵渡8,461件 避難所に避難している方を優先し、抽選により第1希望から第3希望まで順に団地ごとに決定 ※優先順位なし ※2Kは3人以上世帯のみ申込可 補欠制採用

応急仮設住宅の分布



(2) 一時使用空家住宅

応急仮設住宅の建設を急ぐとともに、公的住宅の空家を被災者用一時使用住宅として利用した。

市営・県営・公団住宅など他府県を含む公的住宅の空家の確保に努め、第1次募集から第5次募集までに2,012戸（再募集分274戸を含めると2,286戸）の募集を行い、1,477戸が鍵渡しを受けた（図表6-3-2～3）。

図表6-3-2 一時使用空家住宅の募集状況

募集期	市 内					市 外				合計
	公団	公社	県住	市住	計	公団	府営	市住	計	
1次	219	7	175	279	680	-	-	-	-	680
大阪	-	-	-	-	-	482	150	200	832	832
2次	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3次	-	-	156	239	395	-	-	-	-	395
4次	-	-	-	51	51	-	-	-	-	51
5次	46 (40)	-	-	-	46 (40)	8 (234)	-	-	8 (234)	54 (274)
合計	265 (40)	7	331	569	1,172 (40)	490 (234)	150	200	840 (234)	2,012 (274)

() 内は再募集分を外数

図表6-3-3 被災者用一時使用住宅の状況

	戸 数	鍵渡し数
総 数	34,358	32,779
仮 設 住 宅	32,346	31,302
神戸市内	29,178	28,462
神戸市外	3,168	2,840
公 的 住 宅 (一時使用空家住宅)	2,012	1,477
神戸市内	1,172	1,004
神戸市外	840	473

2. 応急仮設住宅の管理

約3万戸の応急仮設住宅の管理を行うため、住環境の改善、住宅の点検・補修・改修、それらに係る各種要望の受付・処理といった業務を神戸市住宅供給公社に委託し、同公社との役割分担により、管理体制の強化や入居者へのサービス向上、迅速かつ効率的な管理運営を図った。

(1) 住環境の改善

平成7年4月より順次、全住宅に庇、外灯を設置するとともに、必要に応じて、防音、遮光

塀や排水工事や通路の簡易舗装等の工事にも着手した。又、エアコン等の冷暖房器具を、希望する全戸に設置した。

(2) 住宅の点検・補修・改修等

適宜、住宅建物・設備等の点検を行うとともに、必要な補修を行い、建築基準法上の設置承認期限の延長にも対処してきた。

また、要望があれば随時、住宅の室内外にスロープや踏み台、手すりを設置する等住宅の改修にも取り組んだ。

(3) 安全対策

防火対策として、全住宅を対象に、各戸のキッチンに熱感知器、2戸に1個の割合で、消火器及び2棟に1個の割合で非常ベルを設置した。

耐風対策として、必要のある住宅を対象に、トラロープ張りをできるようにした。

また、適宜、啓発チラシを配付する等して、防災意識の高揚、注意の喚起を図った。

台風等、災害の発生が想定される時は、生活再建本部内に「仮設住宅警戒本部」を設置して情報の集約・伝達、パトロール等を行い、災害緊急時に備えた。

(4) コミュニティ対策

ふれあい交流を通じて、心身のケアを行い自立を支援するとともに、コミュニティ形成の場やボランティア団体の活動拠点となるよう、概ね50戸以上の住宅団地に1カ所、ふれあいセンターを設置した。ふれあいセンターの管理、運営は入居者の代表やボランティア団体等によって構成された運営協議会によって行われた。

(5) 不適正入居対策

入居実態が認められない住宅については、一定期間、貼紙による警告をした上で、契約の解除、鍵の付け替えを行った。

また、契約者以外の者が入居している、恒久住宅を確保してなお入居している等の不正入居については、事実関係を調査・確認の上、厳格に指導を行った。悪質な場合には、法的措置も予定している。

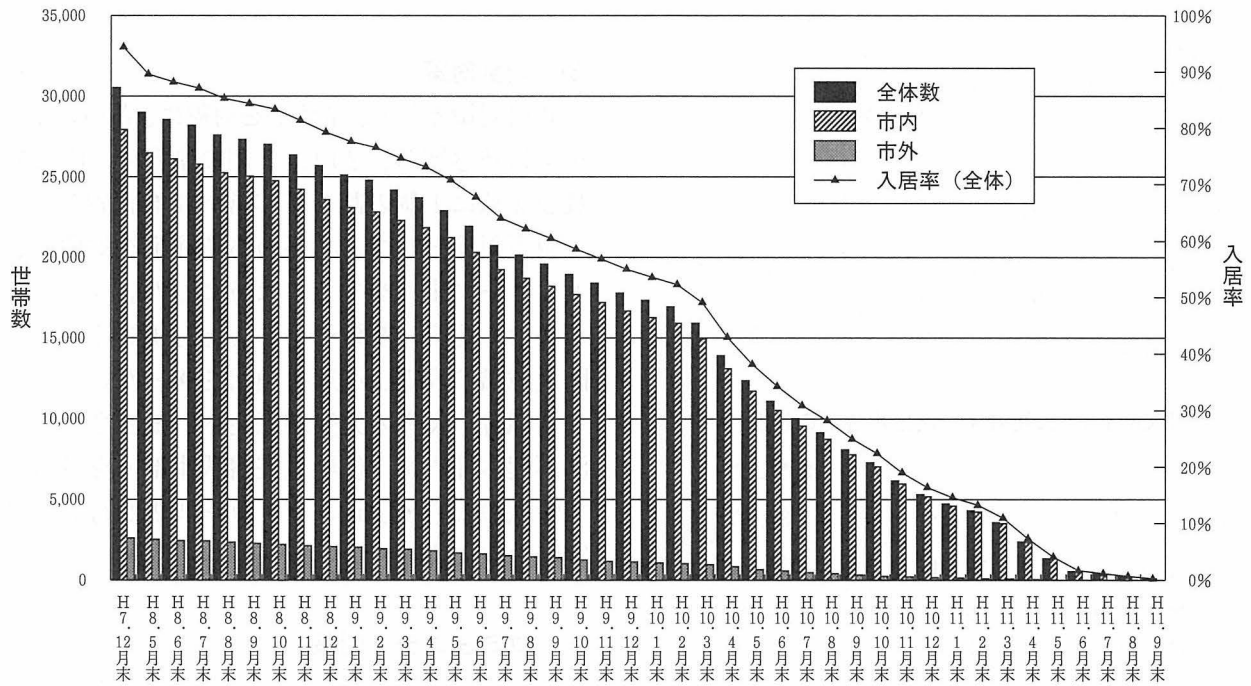
(6) 入居情報管理システム

3万戸以上の住宅を管理するため、コンピューターを利用した入居情報管理システムを開発、入居者との一時使用貸借契約の延長・更新、入居世帯数・入居人数等の統計処理など関係機関での活用を図った。

(7) 空戸の管理

入居者の恒久住宅移行により、増加する空戸管理については、定期的に内部の点検を行い、不法侵入を防止するため、ボルト等による戸締めを行った。更に、必要に応じて、団地入口のバリケード封鎖や警備員による夜間巡回も行った。

図表6-3-4 仮設住宅入居世帯数の推移



※入居契約世帯数ピーク：平成7年11月、約31,000世帯

図表6-3-5 仮設住宅の入居状況

(H11.9月末現在)

	区									市内		市外		全体(市外含む)											
	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	市内計	入居率	市外	入居率	合計(A)	入居率	対前月減	入居者数	高齢者		高齢者の複数世帯		単身世帯			
																		人数	割合	(D)	(D/A)	うち高齢者	全体		
建設戸数	3,883	986	3,796	654	5,838	647	2,125	2,308	8,941	29,178		3,168		32,346			(B)	(C)	(C/B)	(D)	(D/A)	(E)	(E/A)	(F)	(F/A)
撤去戸数	1,289	328	794	382	3,172	106	1,337	1,399	3,930	12,737		3,168		15,905											
管理戸数	2,594	658	3,002	272	2,666	541	788	909	5,011	16,441		0		16,441											
H 7. 12月末	3,825	968	3,717	651	5,560	631	2,094	2,251	8,237	27,934	95.7%	2,592	81.8%	30,526	94.4%		57,224	17,845	31.2%	3,057	10.0%	6,299	20.6%		
H 8. 5月末	3,583	914	3,597	633	5,214	629	1,982	2,096	7,828	26,476	90.7%	2,519	79.5%	28,995	89.6%		54,137	17,475	32.3%	2,986	10.3%	6,402	22.1%		
H 8. 6月末	3,523	906	3,562	627	5,132	625	1,944	2,045	7,729	26,093	89.4%	2,427	76.6%	28,520	88.2%	475	52,662	16,846	32.0%	2,833	9.9%	6,278	22.0%		
H 8. 7月末	3,447	901	3,533	624	5,078	619	1,918	2,003	7,648	25,771	88.3%	2,411	76.1%	28,182	87.1%	338	51,889	16,481	31.8%	2,734	9.7%	6,221	22.1%		
H 8. 8月末	3,360	883	3,493	618	4,958	615	1,880	1,947	7,488	25,242	86.5%	2,333	73.6%	27,575	85.3%	607	51,186	16,203	31.7%	2,671	9.7%	6,163	22.3%		
H 8. 9月末	3,321	876	3,495	621	4,894	615	1,871	1,926	7,420	25,039	85.8%	2,258	71.3%	27,297	84.4%	278	50,533	15,960	31.6%	2,622	9.6%	6,105	22.4%		
H 8. 10月末	3,257	872	3,475	620	4,835	611	1,855	1,912	7,321	24,758	84.9%	2,223	70.2%	26,981	83.4%	316	49,750	15,631	31.4%	2,522	9.3%	6,080	22.5%		
H 8. 11月末	3,174	873	3,419	608	4,722	596	1,802	1,878	7,132	24,204	83.0%	2,119	66.9%	26,323	81.4%	658	48,371	15,159	31.3%	2,442	9.3%	5,913	22.5%		
H 8. 12月末	3,075	864	3,376	607	4,563	578	1,759	1,807	6,948	23,577	80.8%	2,077	65.6%	25,654	79.3%	669	46,910	15,841	33.8%	2,651	10.3%	6,209	24.2%		
H 9. 1月末	3,006	850	3,319	597	4,444	572	1,721	1,758	6,801	23,068	79.1%	2,037	64.3%	25,105	77.6%	549	45,779	15,414	33.7%	2,560	10.2%	6,080	24.2%	12,560	50.0%
H 9. 2月末	2,968	845	3,290	597	4,378	567	1,709	1,721	6,728	22,803	78.2%	1,958	61.8%	24,761	76.6%	344	45,091	15,131	33.6%	2,503	10.1%	6,001	24.2%	12,421	50.2%
H 9. 3月末	2,917	833	3,232	595	4,216	564	1,697	1,686	6,530	22,270	76.3%	1,904	60.1%	24,174	74.7%	587	43,529	12,892	29.6%	2,225	9.2%	5,525	22.9%	11,958	49.5%
H 9. 4月末	2,874	818	3,194	576	4,121	554	1,673	1,649	6,388	21,847	74.9%	1,823	57.5%	23,670	73.2%	504	43,032	12,784	29.7%	2,207	9.3%	5,497	23.2%	11,893	50.2%
H 9. 5月末	2,743	807	3,146	568	4,026	559	1,628	1,610	6,130	21,217	72.7%	1,676	52.9%	22,893	70.8%	777	41,422	12,348	29.8%	2,120	9.3%	5,365	23.4%	11,621	50.8%
H 9. 6月末	2,600	755	3,047	558	3,878	555	1,574	1,560	5,772	20,299	69.6%	1,628	51.4%	21,927	67.8%	966	39,352	11,757	29.9%	1,988	9.1%	5,216	23.8%	11,308	51.6%
H 9. 7月末	2,438	715	2,961	548	3,668	543	1,493	1,476	5,382	19,224	65.9%	1,507	47.6%	20,731	64.1%	1,196	36,418	10,872	29.9%	1,759	8.5%	5,119	24.7%	11,106	53.6%
H 9. 8月末	2,376	703	2,928	545	3,499	539	1,453	1,418	5,232	18,693	64.1%	1,442	45.5%	19,135	62.2%	596	35,105	10,587	30.2%	1,710	8.5%	5,054	25.1%	10,900	54.1%
H 9. 9月末	2,328	687	2,859	538	3,338	532	1,424	1,375	5,122	18,203	62.4%	1,380	43.6%	20,583	60.5%	552	33,999	10,280	30.2%	1,655	8.5%	4,960	25.3%	10,678	54.5%
H 9. 10月末	2,206	674	2,817	532	3,230	522	1,380	1,346	4,993	17,700	60.7%	1,245	39.3%	18,945	58.6%	638	32,641	9,802	30.0%	1,549	8.2%	4,839	25.5%	10,441	55.1%
H 9. 11月末	2,069	661	2,769	521	3,143	505	1,335	1,320	4,883	17,206	59.0%	1,168	36.9%	18,374	56.8%	571	31,491	9,472	30.1%	1,474	8.0%	4,791	26.1%	10,270	55.9%
H 9. 12月末	1,980	621	2,683	516	3,048	493	1,319	1,234	4,762	16,656	57.1%	1,120	35.4%	17,776	55.0%	598	30,255	9,092	30.1%	1,370	7.7%	4,727	26.6%	10,076	56.7%
H10. 1月末	1,931	605	2,640	510	2,972	482	1,288	1,182	4,675	16,285	55.8%	1,060	33.5%	17,345	53.6%	431	29,363	8,919	30.4%	1,343	7.7%	4,670	26.9%	9,908	57.1%
H10. 2月末	1,881	592	2,599	506	2,893	463	1,268	1,145	4,560	15,907	54.5%	1,022	32.3%	16,929	52.3%	416	28,525	8,711	30.5%	1,316	7.8%	4,564	27.0%	9,708	57.3%
H10. 3月末	1,763	579	2,490	503	2,623	447	1,233	1,034	4,262	14,934	51.2%	961	30.3%	15,895	49.1%	1,034	26,403	8,334	31.6%	1,270	8.0%	4,399	27.7%	9,255	58.2%
H10. 4月末	1,436	473	2,225	455	2,247	438	1,129	912	3,771	13,086	44.8%	827	26.1%	13,913	43.0%	1,982	23,403	7,496	32.0%	1,216	8.7%	3,675	26.4%	7,888	56.7%
H10. 5月末	1,293	396	2,060	431	1,931	405	1,035	783	3,382	11,716	40.2%	650	20.5%	12,366	38.2%	1,547	20,817	6,547	31.5%	1,042	8.4%	3,216	26.0%	7,076	57.2%
H10. 6月末	1,130	326	1,890	416	1,690	387	972	628	3,079	10,518	36.0%	561	17.7%	11,079	34.3%	1,287	18,643	5,742	30.8%	920	8.3%	2,805	25.3%	6,353	57.3%
H10. 7月末	1,030	294	1,753	408	1,483	371	890	550	2,754	9,533	32.7%	461	14.6%	9,994	30.9%	1,085	16,651	5,197	31.2%	805	8.1%	2,614	26.2%	5,831	58.3%
H10. 8月末	976	279	1,668	384	1,328	347	795	461	2,486	8,724	29.9%	391	12.3%	9,115	28.2%	879	15,115	4,832	32.0%	755	8.3%	2,442	26.8%	5,341	58.6%
H10. 9月末	896	260	1,548	356	1,181	306	668	391	2,159	7,765	26.6%	312	9.8%	8,077	25.0%	1,038	12,715	4,265	33.5%	663	8.2%	2,181	27.0%	4,779	59.2%
H10. 10月末	829	238	1,414	322	1,038	273	600	333	1,963	7,010	24.0%	250	7.9%	7,260	22.4%	1,855	11,479	3,642	31.7%	511	7.0%	2,080	28.7%	4,548	62.6%
H10. 11月末	754	221	1,290	289	847	252	534	268	1,499	5,954	20.4%	196	6.2%	6,150	19.0%	1,110	9,588	2,993	31.2%	386	6.3%	1,774	28.8%	3,929	63.9%
H10. 12月末	688	205	1,204	241	717	223	474	228	1,174	5,154	17.7%	150	4.7%	5,304	16.4%	846	8,258	2,477	30.0%	303	5.7%	1,491	28.1%	3,405	64.2%
H11. 1月末	615	184	1,135	222	593	211	419	196	1,008	4,583	15.7%	127	4.0%	4,710	14.6%	594	7,320	2,200	30.1%	286	6.1%	1,304	27.7%	3,016	64.0%
H11. 2月末	580	165	1,063	194	530	202	381	171	924	4,210	14.4%	97	3.1%	4,307	13.3%	403	6,668	2,031	30.5%	266	6.2%	1,214	28.2%	2,762	64.1%
H11. 3月末	470	123	902	155	371	184	340	149	789	3,483	11.9%	65	2.1%	3,548	11.0%	759	5,553	1,768	31.8%	233	6.6%	1,025	28.9%	2,239	63.1%
H11. 4月末	251	77	479	103	264	165	257	112	624	2,332	8.0%	37	1.2%	2,369	7.3%	1,179	3,676	1,147	31.2%	160	6.8%	648	27.4%	1,515	64.0%
H11. 5月末	118	38	268	79	162	121	146	61	317	1,310	4.5%	20	0.6%	1,330	4.1%	1,039	2,114	564	26.7%	77	5.8%	319	24.0%	844	63.5%
H11. 6月末	62	15	118	44	65	74	61	12	90	541	1.9%	2	0.1%	543	1.7%	787	853	185	21.7%	26	4.8%	102	18.8%	354	65.2%
H11. 7月末	40	9	72	28	47	65	41	6	65	373	1.3%	1	0.1%	374	1.2%	169	592	129	21.8%	20	5.3%	76	20.3%	244	65.2%
H11. 8月末	31	5	47	13	19	52	20	4	41	232	0.8%	0	0.0%	232	0.7%	142	388	71	18.3%	11	4.7%	39	16.8%	144	62.1%
H11. 9月末	13	1	16	4	9	28	3	0	10	84	0.3%	0	0.0%	84	0.3%	148	141	32	22.7%	6	7.1%	15	17.9%	52	61.9%

※入居率=入居世帯数/建設戸数

※H11.4月より倉庫利用等を含まず

3. 消防用設備等の設置指導

応急仮設住宅は、避難者の住まいの確保という観点から迅速に建設を進める必要があった。

形態は長屋型式又は共同住宅型式であり、簡易な構造と相まって、火災等の発生時には他家への延焼拡大が予想されたため、その安全対策として、下記のような基準を定めた。

(1) 平屋建長屋型式の仮設住宅

最もポピュラーな形状の仮設住宅であり、消防用設備等の設置基準を次のように定めた。

- ① 2住戸に1本の割合でABC消火器を設置（4型消火器以上）
- ② 住宅用火災警報器を1住戸あたり台所等に1個設置
- ③ 敷地付近に公設消火栓等が存する場合は、消火困難地域に設けているものと同じ水道栓直結の消火栓ボックス（ホース、筒先、スタンドパイプ、弁開閉器、手かぎ付き。以下同じ。）を設置（震災後の交通事情による消防隊の現場到着の遅れが心配され、また、消火器以外の延焼拡大阻止に備え、かつ、日頃の操作訓練を通じて周囲のコミュニケーションをはかることを目的とした。）

(2) 共同住宅型式の仮設住宅

一棟当たりの延面積が500㎡以上の場合には消防法令基準通りの消防用設備等設置指導を行い、500㎡未満の場合に次のような設置基準を策定した。

- ① 2階建以下の一般共同住宅型式仮設住宅
 - ア. 2住戸に1本の割合でABC消火器を設置（10型消火器以上）
 - イ. 住宅用火災警報器（台所に設置するとともに、2階建の場合は廊下にも設置）を設置
 - ウ. 敷地付近に公設消火栓等が存する場合は、水道栓直結の消火栓ボックスを設置
 - エ. 2階部分の二方向避難経路の確保として、避難用バルコニーを設け、バルコニーの両端にタラップを設置

② 2階建高齢者・障害者向地域型仮設住宅（フロ・流し・トイレは共同タイプ）

- ア. 2住戸に1本の割合でABC消火器を設置（10型消火器以上）
- イ. 自動火災報知設備（即時通報併設）を設置
- ウ. ガス漏れ火災警報器を設置
- エ. 敷地付近に公設消火栓等が存する場合は、水道栓直結の消火栓ボックスを設置
- オ. 2階部分の二方向避難経路の確保として、避難用バルコニーを設け、バルコニーの両端にタラップを設置

(3) その他の型式の仮設住宅

上記(1)及び(2)に該当しないものについても上記に準じた指導を行うこととした。

(4) 仮設住宅敷地内の仮設集会所

延100～150㎡の平屋建の仮設集会所が仮設住宅敷地内に計画され、次のような設置基準を定めた。

- ① ABC10型以上の消火器を設置
- ② 湯沸かし場等火気使用部分には住宅用火災警報器を設置
- ③ 非常警報設備は収容人員に応じて法令通り設置
- ④ 誘導灯については誘導標識で代替え

(5) 指導上の問題点

しかし、これらの基準通りに設置するには、予算面、資材面、施工面等でかなりの問題点が噴出した。

例えば、予算が足りないこともさることながら、特に平屋建仮設長屋については法的に消防用設備等の設置義務は全く無く、兵庫県をはじめとして、消火器の設置すら行われない状態が続き、設置要望書を出してもその受け取りすら拒否される事態となったが、各消火器メーカーや防災メーカーからの消火器や住宅用火災警報器といった援助物資の活用等により、できる限りの消防用設備等の設置を行っていくとともに、足りない分についての要望を阪神・淡路大震災復興本部等へ継続的に行った。

その後、入居者が入る頃になると、火災等の発生による延焼拡大の他、防犯面での不安も現実の問題としてクローズアップされ、住民からも各自治会長を通じ安全面に対する要望が数多く入るようになり、復興基金に予算も計上されたことから、消火器を当初の計画通りに設置するだけでなく、非常ベルの設置等も行われるようになった。

4. あんしんひと言作戦

平成3年度から開始したあんしんひと言作戦は、消防署の消防・救急・救助を担当する職員が、市の全世帯を訪問し、家庭防火、救急知識の普及を図ってきた。また、この事業は市民とのコミュニケーションを通じ、市民の声を市政に反映してきた。

震災後は、仮設住宅の防火安全対策を重点として各住宅を訪問している。

5. 安心カードの配付

応急仮設住宅の入居者の不安を少しでも取り除き、事故や急病時に迅速な対応をするため、平成7年8月に、神戸市内の全仮設住宅29,178戸に安心カードを配付した。

この安心カードは、住所、氏名、既往症、かかりつけ病院及び家族への連絡先を記入し、救急隊を通じて、家族への連絡や病院での診療をスムーズに行うもので、昭和59年から、心臓病、高血圧等の持病のある人や65才以上の高齢者等に配付している。

6. ケアライン119・即時通報装置の設置

兵庫県南部地震前には、神戸市内における緊急通報システムの利用者は2,699台であったが震災により、1,099人（全壊732人、半壊276人、全焼91人）もの緊急通報システム利用者が被災した。

多くの利用者が、仮設住宅等へ転居したため、震災直後より一般仮設住宅等への移設を重点的に行った。

高齢者、障害者用仮設住宅には、即時通報装置が設けられ、自動火災報知設備や、風呂場、トイレの押しボタンが作動すると警備会社へ通

報が入り、通報者の救援に向かうようになっている。

平成7年度は仮設住宅を中心に新規設置500台、復旧分200台及び市外仮設への設置を行った。平成9年度には保健婦による仮設住宅訪問調査の結果、必要と判断された方に対し、追加設置を行った。

平成10年度頃より、災害復興公営住宅、シルバーハウジング等への転居が本格化し、仮設住宅利用者数は減少し始めた。

図表6-3-6 緊急通報システム利用者数

年 月	全 市	内仮設住宅
7年3月末	1,950	0
8年3月末	2,182	406
9年3月末	2,288	336
10年3月末	2,733	292
11年3月末	3,025	75

応急仮設住宅の再利用について

応急仮設住宅は約4万8千戸建設されたが、このうち約3万5千戸（兵庫県所有分約1万7千戸、リース分約1万8千戸）の再利用が可能。

(1) 兵庫県所有分

平成9年度に、モデルケースとして中華人民共和国の上海市及び山東省に対し、342戸を無償提供（輸送費等は相手先負担）。

兵庫県は、兵庫県所有分について海外に無償提供（輸送費等は相手先負担）することとし、平成9年11月に公募。17ヵ国61団体から総計37万戸に及ぶ申し出があったが、外務省等と協議の上、中華人民共和国など7ヵ国を協議の相手先として決定。現在、撤去にあわせつつ協議を進め、約10,000戸を引渡している（協議中も含む）。その中には、国の要請によりコソボ帰還難民支援のため、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）へ平成11年8月末に引渡しした500戸、トルコ北西部大地震の被災者のために提

供する2,500戸、台湾大震災の被災者のために提供する500戸が含まれている。

(2) リース分

ペルー共和国に対し、フジモリ大統領の要請に基づき、ODA事業（草の根無償資金協力）により、192戸を提供。

その他のリース分についても、所有者であるプレハブ建築業者で構成している（社）プレハブ建築協会が窓口となって、申し入れがあり次第、海外提供のための協議を進め、整った相手先に提供することとしている。

平成10年7月には、ポルトガル政府より、地震災害のあったポルトガル領アゾール諸島の被災者の住宅用としての要請があり、リース分100戸を提供することとし、同年9月8日に発送した。

（出所：兵庫県資料）

応急仮設住宅（兵庫県所有分）の再利用の協議相手先（平成11年10月現在）

協議相手先国名等	目 的	提供予定戸数
中華人民共和国 （国務院、海南省、天津市等）	貧困層の住宅、都市再開発に伴う住民移転用住宅、水害等の被災者用住宅等	約10,000戸
モンゴル国（ウランバートル市）	病院、幼稚園、宿泊施設	50戸 （H10.9 辞退）
フィリピン共和国（住宅公団）	ピナツボ火山噴火による被災者用住宅	1,000戸
ベトナム社会主義共和国（建設省）	台風等被害による被災者用住宅	2,000戸 （H11.7 辞退）
インドネシア共和国（住宅省）	貧困層住宅	2,000戸
バヌアツ共和国（文部省）	小学校	6戸 （4戸で完了）
チリ共和国（ユング市）	水害等による被災者用住宅	21戸 （H11.8 辞退）
国連難民高等弁務官事務所	コソボ帰還難民支援	500戸
トルコ共和国	大地震による被災者用住宅	2,500戸
台湾	〃	500戸